

●香川県告示第69号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

その関係図面は、香川県土木部道路課において令和元年7月26日から同年8月16日まで一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

香川県知事 浜田惠造

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
主要地方道（21号）丸亀詫間豊浜線	仲多度郡多度津町大字東白方字城ヶ下11番16地先から 仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前20番1地先まで
主要地方道（43号）中徳三谷高松線	高松市木太町字中村1669番1地先から 高松市木太町字洲端2169番1地先まで
一般県道（192号）瀬居坂出港線	坂出市番の州町7番1地先から 坂出市番の州公園5番地先まで
一般県道（192号）瀬居坂出港線	坂出市御供所町3丁目413番4地先から 坂出市西大浜北3丁目42番16地先まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

（1）走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

（2）後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

（3）道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化があるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。